

提案条例説明資料

**令和2年12月
浜田市議会定例会議**

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第72号
2	題名	浜田市行政組織条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和3年4月の組織機構の見直しにより、所掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 地域政策部に次の業務を追加する。 (1) 社会教育の推進に関すること。 2 健康福祉部に次の業務を追加する（市民生活部から移管）。 (1) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
5	施行期日等	令和3年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 73 号
2	題名	浜田市まちづくりセンター条例
3	目的・理由	浜田市協働のまちづくり推進条例第 22 条の規定に基づき、公民館の機能を拡充し、協働のまちづくり並びに社会教育及び生涯学習を推進する施設として「まちづくりセンター」を設置することに伴い、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 2 条）</p> <p>(1) 名称 浜田まちづくりセンター 外 25 施設</p> <p>(2) 位置 浜田市殿町 6 番地 1 外 25 か所</p> <p>2 職務権限の特例（第 3 条）</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>3 事業（第 4 条）</p> <p>(1) 協働のまちづくりの推進</p> <p>(2) 社会教育及び生涯学習の推進</p> <p>(3) その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>4 職員（第 5 条）</p> <p>センター長及び主事を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。</p> <p>5 開館時間及び休館日（第 7 条）</p> <p>(1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>6 使用料（第 12 条及び別表）</p> <p>施設の面積区分に応じた使用料を規定</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>2 準備行為</p> <p>施行日前においても、施設等の使用許可等を行うこと</p>

		<p>ができる。</p> <p>3 他の条例の廃止</p> <p>(1) 浜田市立公民館条例</p> <p>(2) 浜田市立マリン交流センター条例</p> <p>(3) 浜田市弥栄老人福祉センター条例</p> <p>(4) 浜田市老人憩いの家条例</p> <p>4 経過措置</p> <p>(1) 施行日の前日までに、浜田市立公民館条例又は浜田市立マリン交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>(2) 使用料に関する規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。</p> <p>5 「浜田市公告式条例」、「浜田市防災行政無線施設条例」及び「浜田市生活路線バス条例」の一部改正</p> <p>「公民館」の表記を「まちづくりセンター」に改正する。</p> <p>6 「浜田市支所及び出張所設置条例」及び「浜田市立図書館条例」の一部改正</p> <p>杵束出張所及び弥栄図書館の移転（杵束まちづくりセンター内）</p> <p>（改正前）弥栄町木都賀イ 528 番地 1</p> <p>（改正後）弥栄町木都賀イ 526 番地 4</p> <p>7 浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正及び経過措置</p> <p>(1) 施設の所管を教育委員会から市長部局に移管する。</p> <p>(2) 休館日及び使用許可の制限について、まちづくりセンターと同様にする。</p> <p>(3) 改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>8 旧浜田市農業構造改善センター条例の設置目的の承継</p> <p>美川まちづくりセンターにおける設置目的の承継</p>
--	--	--

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第74号																												
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																												
3	目的・理由	令和2年人事院勧告及び令和2年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員及び一般職の職員の期末手当の支給割合並びに会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正時期について、所要の改正を行うものです。																												
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の162.5</td> <td>100分の162.5</td> <td>100分の160 (100分の2.5減)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の162.5</td> <td>100分の157.5 (100分の5減)</td> <td>100分の160 (100分の2.5増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合の改正（第26条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の130</td> <td>100分の130</td> <td>100分の127.5 (100分の2.5減)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の130</td> <td>100分の125 (100分の5減)</td> <td>100分の127.5 (100分の2.5増)</td> </tr> </tbody> </table>	支給期	現行	改正後		令和2年度	令和3年度以降	6月期	100分の162.5	100分の162.5	100分の160 (100分の2.5減)	12月期	100分の162.5	100分の157.5 (100分の5減)	100分の160 (100分の2.5増)	支給期	現行	改正後		令和2年度	令和3年度以降	6月期	100分の130	100分の130	100分の127.5 (100分の2.5減)	12月期	100分の130	100分の125 (100分の5減)	100分の127.5 (100分の2.5増)
支給期	現行	改正後																												
		令和2年度	令和3年度以降																											
6月期	100分の162.5	100分の162.5	100分の160 (100分の2.5減)																											
12月期	100分の162.5	100分の157.5 (100分の5減)	100分の160 (100分の2.5増)																											
支給期	現行	改正後																												
		令和2年度	令和3年度以降																											
6月期	100分の130	100分の130	100分の127.5 (100分の2.5減)																											
12月期	100分の130	100分の125 (100分の5減)	100分の127.5 (100分の2.5増)																											

		<p>3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条）</p> <p> 期末手当の支給割合の改正に係る特例（附則第2項関係）</p> <p> 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正は、翌年度からの適用とする。</p>
5	施行期日等	令和2年12月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 75 号																
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	令和 2 年人事院勧告、令和 2 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																
4	概要	<p>期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 162.5</td> <td>100 分の 162.5</td> <td>100 分の 160 (100 分の 2.5 減)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 162.5</td> <td>100 分の 157.5 (100 分の 5 減)</td> <td>100 分の 160 (100 分の 2.5 増)</td> </tr> </tbody> </table>			支給期	現行	改正後		令和 2 年度	令和 3 年度以降	6 月期	100 分の 162.5	100 分の 162.5	100 分の 160 (100 分の 2.5 減)	12 月期	100 分の 162.5	100 分の 157.5 (100 分の 5 減)	100 分の 160 (100 分の 2.5 増)
支給期	現行	改正後																
		令和 2 年度	令和 3 年度以降															
6 月期	100 分の 162.5	100 分の 162.5	100 分の 160 (100 分の 2.5 減)															
12 月期	100 分の 162.5	100 分の 157.5 (100 分の 5 減)	100 分の 160 (100 分の 2.5 増)															
5	施行期日等	令和 2 年 12 月 1 日																

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 76 号			
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和 2 年人事院勧告、令和 2 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				令和 2 年度	令和 3 年度以降
		6 月期	100 分の 162.5	100 分の 162.5	100 分の 160 (100 分の 2.5 減)
12 月期	100 分の 162.5	100 分の 157.5 (100 分の 5 減)	100 分の 160 (100 分の 2.5 増)		
5	施行期日等	令和 2 年 12 月 1 日			

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第77号
2	題名	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国の人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に対して、防疫作業等従事手当を支給するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症に対処した場合における防疫作業等従事手当の特例（附則第3項及び第4項関係）</p> <p>(1) 手当の対象となる場所 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を受け入れている病院、宿泊施設等の内部その他新型コロナウイルス感染症に感染する危険性が高い場所</p> <p>(2) 手当の対象となる作業 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業</p> <p>(3) 手当の額 作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内</p> <p>2 指定感染症の解除への対応（第4条関係） 新型コロナウイルス感染症が指定感染症から解除された場合を想定し、感染症の防疫作業に係る規定に改正する。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 適用期日 令和2年2月1日</p>

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第78号
2	題名	所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	「所得税法等の一部を改正する法律」により「租税特別措置法」が改正され、延滞金の計算に使用する「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更されたこと等に伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 延滞金の利率の特例に係る表記方法の変更 (改正前) 特例基準割合 (改正後) 延滞金特例基準割合</p> <p>(2) 租税特別措置法に新たに規定された用語「平均貸付割合」の引用</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市国民健康保険条例 (2) 浜田市後期高齢者医療に関する条例 (3) 浜田市公共下水道条例 (4) 浜田市公共下水道使用料条例 (5) 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例 (6) 浜田市集落排水処理施設使用料条例 (7) 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例 (8) 浜田市個別浄化槽条例 (9) 浜田市道路占用料徴収条例</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和3年1月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

6	備考	延滞金の利率に変更はありません。
---	----	------------------

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 79 号
2	題名	浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	第 1 期公共施設再配置実施計画に基づき、旭山村開発センター旭センターを廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>廃止する施設の名称及び位置</p> <p>(1) 名称 旭山村開発センター旭センター</p> <p>(2) 位置 浜田市旭町今市 633 番地 1</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 3 年 2 月 1 日（旭図書館の移転は、同年 1 月 5 日）</p> <p>2 浜田市立図書館条例の一部改正 旭センター内の浜田市立旭図書館を移転する。 （改正前）旭町今市 633 番地 1 ※旭センター内 （改正後）旭町今市 637 番地 ※旭支所内</p>
6	備考	旭センターは、廃止後に解体する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 80 号
2	題名	浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の一部が改正され、同法の条項を引用している省令の題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	引用している省令の題名の変更（第 5 条関係） （改正前）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令 （改正後）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令
5	施行期日等	公布の日